

府中市耐震改修促進計画 (第2期計画-追補)

令和2年2月

府中市

平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀等の倒壊により重大な被害が発生したことを受け、府中市耐震改修促進計画（第2期計画）に次の事項を追加する。

第1章 追加補足なし

第2章 追加補足なし

第3章 追加補足なし

第4章 追加補足なし

第5章 追加補足なし

第6章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

4 地震時における総合的な安全対策

「(3) ブロック塀等の安全対策」に「① ブロック塀等の安全確保事業」として、次の事項（枠内）を追加する。

① ブロック塀等の安全確保事業

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊又は転倒による災害を防止し、住民避難や緊急車両の通行を確保するため、避難路等の沿道に建つ危険性の高いブロック塀等の撤去等に対して支援を行う「府中市ブロック塀等の安全確保事業」を創設し、ブロック塀等の耐震化を促進する。

表 6-6 府中市ブロック塀等の安全確保事業の概要

事業名	府中市ブロック塀等の安全確保事業
対象者	府中市に所在する危険ブロック塀等の所有者
対象事業	次の塀を撤去又は塀を撤去し安全な塀等の新設 ・府中市内に所在するブロック塀等 ・「ブロック塀等の点検」等により安全性が確認できないもの ・府中市耐震促進計画で定める避難路等に面しているもの
補助額	補助対象経費（①又は②のどちらか低い額）の3分の2以内の額（補助限度額 除却費 15万円、建替え費 15万円） ① 危険なブロック塀の延長（m）×8万円/m ② 総事業費（除却費＋建替え費）

なお、ブロック塀等安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる避難路等は、次の道路とする。

- ・ 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）に定められた第 1 次、第 2 次緊急輸送道路
- ・ 耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 1 号の規定に基づく道路として府中市耐震改修促進計画（第 2 期計画）で指定する道路
- ・ 学校通学路
- ・ 住宅や事業所等から府中市地域防災計画で定める避難所、避難場所等へ至る私道を除く経路及び避難路